

—解体等工事を始める前に—

ご存知ですか？

届出義務者が工事の施工者から発注者へ変更になります。

改正大気汚染防止法に基づき、建築物・工作物の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策の内容が一部変更されました。

なぜ手続きが変更になったの？

「大気汚染防止法」では、石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、特定建築材料*が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出および作業基準の遵守が必要となります。平成25年6月に石綿の飛散を防止する対策のさらなる強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、改正大気汚染防止法が公布されました。（平成26年6月までに施行）



*特定建築材料とは……

特定建築材料とは、吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものです。

【変更の主な理由】

- ・解体現場等から石綿が飛散する事例があり、また建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されています。現場で監視に当たる地方公共団体から事前調査の義務付け等の要望が出されました。
- ・平成23年に発生した東日本大震災の被災地でも石綿除去工事において、石綿の飛散事例が確認されました。
- ・昭和31年から平成18年までに施工された石綿使用の可能性がある建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加することが見込まれます。

石綿（アスベスト）は昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきました。しかし、石綿の曝露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、石綿を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体工事等に伴う曝露防止や一般大気環境への飛散防止対策の強化が図られてきました。

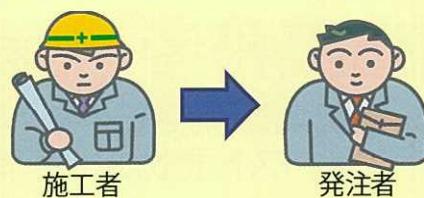
何が変更になったの？

改正大気汚染防止法に基づき、主に以下の内容が変更になりました。

【届出義務者の変更】

特定粉じん排出等作業^(*)の実施の届出義務者が、工事の施工者から、工事の発注者又は自主施工者に変更されました。

*吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業



【解体等工事の事前調査及び説明の義務付け】

解体等工事の受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられました。



【立入検査等の対象の拡大】

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が加えられました。



手続きはどのように変わったの？

建築物や工作物の解体等によって生じる石綿の飛散を防ぐために、「改正大気汚染防止法」により、以下のように手続きが変更になります。

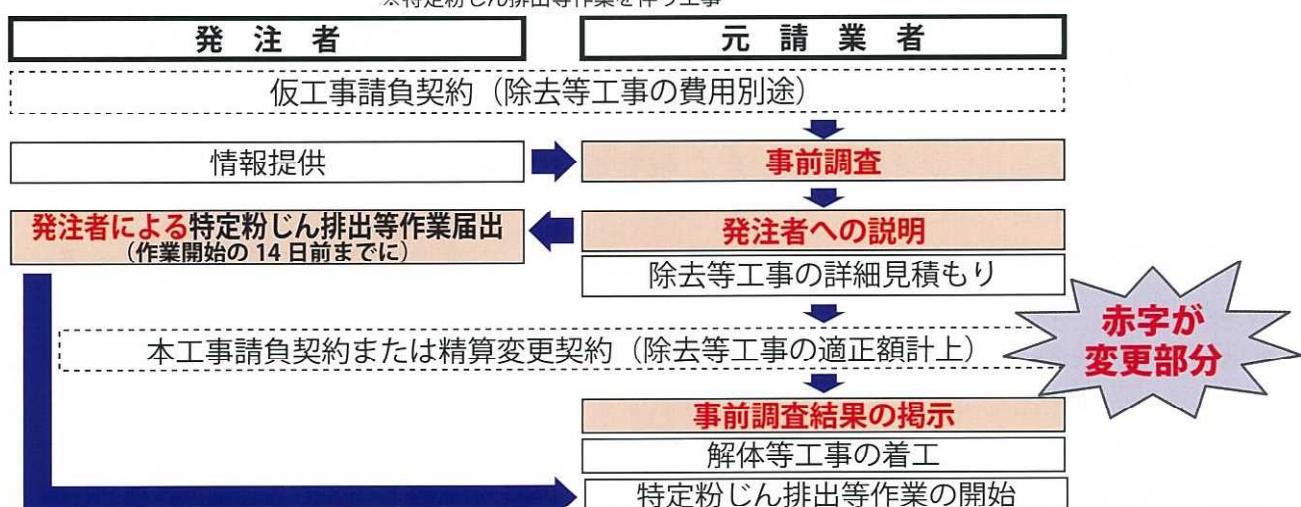
●作業の届出

石綿を使用している建築物や工場のプラントなどの工作物を解体、改造、補修する場合、**工事の発注者**又は自主施工者は、作業の場所、作業期間、作業の方法などについて作業を始める14日前までに都道府県などの窓口に届出をしなければなりません。

●新しい手続きの流れ

《特定工事^(*)の手順例》

※特定粉じん排出等作業を伴う工事



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表) 内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>